

## 公共移転

- 1 市街化調整区域内に存する建築物等の敷地が、国又は地方公共団体等の事業で買収等により、移転又は買収残地の拡張をする場合は、適切な位置に適切な規模で行われるものであり、次に掲げる要件に適合すること。
  - (1) 建築物等の用途は、従前と同じであること。
  - (2) 申請地の面積は、次のいずれかに該当すること。
    - ア 用途が専用住宅の場合は、500平方メートルを限度とし、既存敷地が500平方メートルを超えている場合には等面積以下であること。
    - イ 用途が専用住宅以外の場合は敷地買収面積の2倍以内（買収残地に接して拡張する場合は、残地敷地面積に敷地買収面積の2倍以内を加えた面積）又は既存敷地面積の1.5倍以内であること。
  - (3) 申請地は、起業者、申請者、移転先土地所有者の三者契約により取得する土地、又は、当該事業の施行前から所有していた土地であること。
  - (4) 予定建築物の高さは10メートル以下とする。ただし、買収残地に接して拡張する場合で、既存建築物の高さが10メートルを超えているときは同じ高さまでとする。
- 2 申請は、公共事業の施行により既存建築物等の移転又は除却を承諾した日から1年以内に行われるものあること。
- 3 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。

次に掲げる事項について、市長が特にやむを得ない事情があると認める場合は、事前に審査会の了解を得たうえで本基準で扱うことができる。

- 1 土地の形状等により、第1項第2号に該当しない場合
- 2 移転の状況等により、第1項第3号もしくは第4号又は第2項に該当しない場合